

令和5年度会報 No.6 大槌商工会

上閉伊郡大槌町新町38-1
TEL:0193-42-2536
FAX:0193-42-3424
www.shokokai.com/otsuchi/
発行日：令和6年3月25日

岩手県 物価高騰対策賃上げ支援金

県では、昨今の物価高騰により、物価の上昇に実際の賃金の上昇が追い付いていないことを踏まえ、県内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、中小企業に必要な人材を確保していくため、「物価高騰対策賃上げ支援事業」を実施しています。

支給額	従業員1人当たり 5万円 最大20人分 (1事業所当たり最大100万円)	対象者	県内に事業所を有する中小企業等 ※公益法人、協同組合、個人事業主等（従業員を1人以上雇用しているものに限る）も含む。
-----	---	-----	---

要件	<p>① 賃上げの対象時期 令和5年4月1日から令和6年9月30日まで (賃金の支給が令和6年10月以降となったものを含む)</p> <p>② 賃上げ対象従業員 県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者。 ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間20時間以上であること。</p> <p>③ 賃上げ額 (ア) 対象時期において、従業員の賃金を前年同月額と比較して1時間当たり50円以上引き上げていること。 (イ) 最低1月以上、引き上げ後の賃金支給実績があること。</p> <p>④ その他 引き上げ後の賃金水準を1年間継続すること。</p>
----	---

申請に必要な書類	<p>ア 物価高騰対策賃上げ支援金申請書兼請求書(様式第1号又は様式第2号) イ 支給対象従業員一覧(様式第3号) ウ 支給対象従業員に係る労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し エ 賃金台帳の写し(賃金改定月及び前年同月分) オ 別途指定する金融機関の振込依頼書(支払い先の情報を記載したもの。)及び支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等) カ ア～オに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類</p>
----------	---

岩手県全体で40,000人を上限とし、上限に達し次第終了。

※上限に達しない場合でも、令和6年11月15日(金)で受け付け終了。

詳細／申請書ダウンロード



申請特設ホームページ
info@iwate-bukkakoutoutaisaku.jp

問い合わせ

物価高騰対策賃上げ支援事業事務局

☎ 019-601-5981

受付時間 9:00～17:00 (平日のみ)

釜石警察署 ～技術流出の防止に関する啓発動画ができました！～

企業の皆さんがお持ちの大事な技術を守るためには、身近に迫るリスクを知っていただき、皆さん自身による自主的な取組が必要不可欠です。こちらの動画では、どのような技術流出のパターンがあるのか、そしてそれにどのように対処すべきか、分かりやすく説明しています。ぜひ、社内の皆さんでご活用いただき、技術流出に対処するための取組をご検討ください。

下のQRコードから動画をご覧ください。



リスク&ケーススタディ編



対策編

〒026-0034

釜石市中妻町三丁目3番1号

釜石警察署 警備課

☎ (0193) 25-0110 (代表)

定額減税（定額による所得税の特別控除）について【国税庁】

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

対象者

令和6年分所得税の納税者である居住者で、

令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である者

（給与収入のみの場合、給与収入が2,000万円以下（注））

（注）子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける者は、2,015万円以下

減税額

次の金額の合計額（ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となる）

- 1 本人（居住者に限る） **3万円**
- 2 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限る） **3万円/人**

実施方法

【給与所得者】 **令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等**（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限る）につき**源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税**（以下「所得税等」という）の額から**特別控除の額に相当する金額が控除されます**。これにより控除をしてもなお**控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます**。なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。

【事業所得者等】 原則として、**令和6年分の所得税の確定申告**（令和7年1月以降）の際に**所得税の額から特別控除の額が控除されます**。予定納税の対象となる方については、令和6年7月の第1期分予定納税額から本人分に係る特別控除の額に相当する金額が控除されます。

なお、同一生計配偶者または扶養親族に係る特別控除の額に相当する金額については、予定納税額の減額申請の手続により特別控除の額を控除することができ、第1期分予定納税額から控除しきれなかった場合には、控除しきれない部分の金額が11月の第2期分予定納税額から控除されます。

【公的年金等の受給者】 国税庁のホームページにてご確認ください。

従業員を雇用している事業所は6月からの定額減税実施に準備を！



給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税のしかた

源泉徴収事務につきましては、日頃から格別のご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において税制改正の内容が決定され、この大綱に沿った国務院の改正法案が成立し、施行された場合には、令和6年分所得税について定額減税が実施されることとなります。
この場合、令和6年6月1日以後最初に支払う給与等につき源泉徴収を行う際から定額減税を行うこととなりますので、早期にご準備が着手できますようこのパンフレットを作成いたしました。
定額減税の制度の詳細につきましては、このパンフレットをご参照いただくほか、国税庁ホームページの定額減税特設サイト（随時最新情報に更新します。）をご覧ください。
〔定額減税特設サイト〕：<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>

〔注〕 このパンフレットは「令和6年度税制改正の大綱」及び「令和6年分所得税の定額減税の給与収入に係る源泉徴収額からの控除について」に沿って、定額減税の概要を説明したものであり、定額減税の実施については、国会審議を経ることが前提となることをご留意ください。
また、このパンフレットは令和6年1月1日現在の法令・通達等に基づいて作成されています。

目次	
1. 定額減税の概要	1ページ
2. 給与の支払者の事務のあらまし（給与所得者に対する定額減税）	2ページ
3. 月次減税事務の手順	2ページ
4. 年次減税事務の手順	10ページ
5. 源泉徴収票への表示	14ページ

1. 定額減税の概要

定額減税の対象となる人

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除（以下「定額減税」といいます。）の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。

〔注〕 「居住者」とは、国内に住所を有する個人又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。居住者以外の個人である「非居住者」は定額減税の対象となりません。

定額減税額

定額による所得税額の特別控除の額（以下「定額減税額」といいます。）は、次の金額の合計額です。
ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人（居住者に限ります。） 30,000円
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

給与所得者に対する定額減税は、雇用主が令和6年6月1日以降に給与等を支払う際に、源泉徴収額から定額減税を控除する方法で行われます。

給与支払者（雇用主）は6月の実施に備え、国税庁から配布されている「給与等の源泉徴収事務に係る令和6年分所得税の定額減税のしかた」を事前に一読しておきましょう。

給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税のしかた

は 国税庁『定額減税 特設サイト』でも閲覧できます。 → → → →



国税庁では、「給与支払者向け定額減税説明会」や「定額減税に係る源泉徴収事務」についての動画の配信も行っています。 ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓ ↓

○ 給与支払者向け定額減税説明会（釜石・宮古地区）

※説明会は事前予約制

担当	日付	時間	場所（定員）
釜石税務署	4/15(月)	10:30～12:00	釜石地区合同庁舎
		13:30～15:00	沿岸広域振興局（70人）
宮古税務署	4/24(水)	10:00～11:00	宮古市民文化会館（150人）
		14:00～15:00	
宮古税務署	5/14(火)	10:00～11:00	宮古市民文化会館（150人）
		14:00～15:00	
釜石税務署	5/16(木)	10:30～12:00	釜石税務署（30人）
		13:30～15:00	

参加希望は国税庁 LINE 公式アカウントで事前申込を



友だち追加はこちら

説明会に関する情報は↓



○ 定額減税に係る減税徴収事務についての動画配信

○ 定額減税に関する相談・問合せ窓口

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/douga.htm>

令和6年分所得税の
定額減税に係る源泉徴収事務



給与支払者向け所得税定額減税
コールセンター

0570-02-4562

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）

【確認】 適格請求書（インボイス）に必要事項を記載していますか？

インボイス登録番号（T+13桁）を記載していれば十分.....ではない！？

インボイス登録番号の他にもいくつかの事項を記載していなければ、『適格請求書』と認められません。
 （『適格請求書』と認められなければ、消費税仕入額控除が適用されません。）

■ インボイス（=適格請求書） 必要事項チェックリスト

- ① 取引年月日
- ② 宛名
- ③ 発行者氏名または名称
- ④ 登録番号
- ⑤ 取引の内容
(軽減税率対象ならその旨)
- ⑥ 適用税率
(10%または8%)
- ⑦ 税抜または税込価格の合計額
(税率ごとに計算)
- ⑧ 消費税額等
(税率ごとに計算)

書類の名称は
納品書・領収書などでも可
請求書

取引年月日は一定期間をまとめても OK

① 令和6年3月分 No. _____

② 大槌屋様

③ かみへい商店
岩手県上閉伊郡大槌町おおつち×番地XX
TEL:0193-4□-□□□□

④ 登録番号 T1234567890123

下記のとおご請求申し上げます

税込合計金額		¥14,100-		消費税額等		¥1,100-	
月日	品名	数量	単価	金額(税抜・税込)	税率(%)	適用	
3/1	1 牛肉	2	5,000	10,000	8%		
3/15	2 割り箸	3	1,000	3,000	10%		
3/	3						
4							
5							
合計(税込・税抜)				税率 8%	10,000		消費税額等 800
				税率 10%	3,000		消費税額等 300

⑤ 軽減税率(8%)対象が分かるように

⑥ ⑦ ⑧ 税率ごとの合計額

小売店や飲食店など不特定かつ多数の者を相手にする事業は『簡易インボイス』でもよい

■ 簡易インボイス (=適格簡易請求書) 必要事項チェックリスト

- ① 取引年月日
- ② 宛名 ~~必要~~ なくても OK
- ③ 発行者氏名または名称
- ④ 登録番号
- ⑤ 取引の内容
(軽減税率対象ならその旨)
- ⑥ 適用税率(10%または8%)
または消費税額等(税率ごとに計算)
- ⑦ 税抜または税込価格の合計額
(税率ごとに計算)

領収書

No. _____

① R6年3月31日

金額 ¥14,100-

但 ⑤ 牛肉(軽減税率対象)、割り箸代として

上記正に領収いたしました

内	⑥ 税率	⑦ 金額(税込・税抜)	消費税等
	8%	10,000	800
	10%	3,000	300
現金・小切手・()			

③ かみへい商店
岩手県上閉伊郡大槌町
おおつち×番地XX
TEL: 0193-4□-□□□□

④ 登録番号 T1234567890123

簡易インボイスが発行可能な事業の例

スーパー、コンビニ、百貨店、文具店、雑貨店といった小売業
 飲食店、タクシー、時間貸し駐車場、写真店、旅行会社、旅行代理店、通販サイト、
 ホテル、航空機、レンタカー、宅配サービス、会員向けセミナーなど

職員異動

このたび、私は紫波町商工会へと異動することになりました。
 会員の皆様には、常に温かいサポートと励ましを賜り、ありがとうございました。
 これまでのご縁に深く感謝し、これからも交流が続けられることを願っています。
 今後も皆様のご発展とご活躍を心よりお祈り申し上げます。 大槌商工会 山口 和也

お世話になりました